平成２１年（フ）第１０２９号
岡山市東区中尾268番地４　プリムベール城東　壱番館201
債務者　児玉　千恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５９号
岡山県高梁市津川町八川72番地
債務者　藤森　賢治
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６５号
岡山市中区桑野502番地32
債務者　木村　久子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目23番地８コロニアル・K103
債務者　小掠　淳悟
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５２８号
東京都府中市紅葉丘２丁目１番地の４ガーデンシティ304号
債務者　原口　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５４１号
東京都目黒区緑が丘１丁目14番７号丸忠マンション306、前住所東京都練馬区小竹町１丁目51番７号
債務者　見陰　結香
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５４７号
東京都板橋区幸町１番16―702号
債務者　川崎　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５５号
東京都稲城市東長沼336番地の１プランドール遠藤102
債務者　奥　　賢一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５７１号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地８―403
債務者　富谷　國光
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６２号
大阪市平野区加美東１―４―24―109、住民票上の住所大阪市東住吉区今川５丁目２番８号
債務者　竹林　　優
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５号
大阪市旭区高殿７丁目14番23号　ＹＫヒルズ高殿　２―Ｂ
債務者　谷村　光春
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５３２号
東京都小金井市緑町２丁目16番22号共立建設内、住民票上の住所青森県青森市八重田１丁目６番１号はまなす荘10号
債務者　野坂　俊司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３９３号
東京都八王子市泉町1194番地１ハイムアイ102号
債務者　高橋　一馬
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３９４号
東京都八王子市泉町1194番地１ハイムアイ102号
債務者　高橋　砂織
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８２号
岡山県久米郡久米南町上神目455番地１
債務者　光延　昌幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６号
岡山県津山市大田782番地１
債務者　槇本　友子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部